

## 門真市公式Xアカウント運用方針

### (目的)

第1条 この運用方針は、ソーシャルメディアサービスを活用し、市の取り組みや本市の魅力向上につながる情報を積極的に発信するほか、災害時等における迅速な情報提供を図るため、門真市公式Xアカウント（以下「当アカウント」）の取得及び情報発信について必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この運用方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) X インターネット上で140文字以内の文章を、不特定多数のインターネット利用者に公開できる、米国X社が提供する情報サービスをいう。
- (2) 門真市公式X 門真市が設置・運用するXをいう。
- (3) アカウント Xを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (4) ポスト Xに記事を投稿すること、及び投稿された記事をいう。
- (5) フォロー 他のアカウントのポストを受信するように登録することをいう。
- (6) リポスト 他のアカウントのポストを引用して投稿することをいう。
- (7) 引用リポスト 他のアカウントのポストを引用しながら、コメントを追加して投稿することをいう。
- (8) リプライ 他のアカウントのポストに返信することをいう。
- (9) いいね 他のアカウントのポストに対して肯定的な意思を示すことをいう。

### (アカウント情報等)

第3条 ソーシャルメディアサービス名 X（エックス）

2 アカウント名 kadoma\_city

3 アカウントURL [https://twitter.com/kadoma\\_city](https://twitter.com/kadoma_city)

### (アカウント運営者)

第4条 当アカウントの運営者は、門真市企画財政部魅力発信課とする。

(投稿者)

第5条 投稿者は、門真市企画財政部魅力発信課職員及び運営者が認めた者とする。

(投稿時間)

第6条 情報を投稿する時間は、月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時30分まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く）とする。ただし、その他必要な場合については、この限りでない。

(投稿内容)

第7条 当アカウントに投稿する情報の種類と内容は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 市ホームページに掲載した情報
- (2) 本市の魅力向上につながる情報
- (3) 災害時等における緊急情報
- (4) 前号に掲げるもののほか、運営者が適当と認めるもの

(リプライ、フォロー、リポスト、引用リポスト、いいね)

第8条 当アカウントへのリプライ、ダイレクトメッセージ等を通じた個別の意見や問い合わせに対しては、返信しないものとする。

- 2 当アカウントは、他のアカウントのフォローは行わないものとする。ただし、国や他の地方公共団体等が開設したアカウント及びその他、運営者が特に必要を認めるものはこの限りではない。
- 3 当アカウントは、情報の発信力を高めるため、他のアカウントのポストをリポスト、引用リポスト及びいいねをすることができる。ただし、運営者が不適当と認めるものについてはできないものとする。

(著作権)

第9条 当アカウントから発信する記事、写真、その他データ類の著作権は、門真市に帰属するものとする。

- 2 当アカウントから発信する内容については、私的な使用または引用等、著作権法（昭和45年法律第48号）上認められた場合及びXの「リポスト」又は「引用リポス

ト」機能を使用する場合等、内容を改変せず、また、当アカウントからの出典である旨を明示する場合を除き、無断で転載または引用並びに複製することはできないものとする。

#### (コメントの削除)

第10条 当アカウントに対するコメントは、次の各号に掲げる事項に抵触する場合に削除することができる。

- (1) 投稿の内容に関係がないもの
- (2) 人権侵害、差別または名誉棄損の恐れがあるもの
- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) 法律、法令等に違法するものまたは違反する恐れのあるもの
- (5) 他を誹謗、中傷または排斥するもの
- (6) 個人のプライバシーに関するもの
- (7) 本市または第三者の知的所有権または肖像権を侵害するもの
- (8) 本市行政の円滑な運営に支障をきたすもの
- (9) 政治及び宗教活動を目的とするもの
- (10) 宣伝、勧誘など、営利活動を目的とするもの
- (11) 非科学的または迷信に類するもので、利用者を惑わせ、不安を与える恐れのあるもの
- (12) Xサービス利用規約に反するもの
- (13) その他、運営者が不適切と判断するもの

#### (免責事項)

第11条 投稿者は、当アカウントへの投稿を細心の注意を払って行うが、利用者に対し、情報の正確性、完全性、有用性を保証するものではない。

2 当アカウントの運営者は、当アカウントへの投稿により生じた直接・間接的な損失について、一切の責任を負わないものとする。

3 当アカウントの運営者は、運用方針の変更や運用方法の見直しまたは中止を予告することなくできるものとする。

#### (個人情報保護)

第12条 当アカウントにおける個人情報の収集・利用・管理について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 個人情報とは、当アカウントを通じて運営者が提供を受けた、住所、氏名、電話番号、メールアドレス等、特定の個人を識別できる情報をいう。
- (2) 当アカウントを通じて運営者が個人情報を収集する際は、他のアカウントの意思による情報の提供を原則とする。また、個人情報の収集にあたっては、その目的を特定、明示するものとする。個人情報の収集は特定された利用目的を達成するために必要な範囲で行うものとする。
- (3) 提供された個人情報は、あらかじめ明示した利用目的の範囲内でのみ利用するものとする。また、個人情報は、本人の同意がある場合など法で定める一定の場合を除き、明示した利用目的以外で利用・提供は行わないものとする。
- (4) 収集した個人情報は、運営者が厳重に管理し、漏洩、不正流用、改ざん等の防止に適切な対策を講じるものとする。また、利用目的に関し保存の必要のなくなった個人情報については、確実かつ迅速に消去するものとする。

（問合先）

第13条 この運用方針に関する問い合わせ先は、門真市企画財政部魅力発信課とする。

附 則

この運用方針は、平成25年11月11日から適用する。ただし、平成26年3月31日までの間は、試験運用期間とする。

附 則

この運用方針は、平成29年8月10日から適用する。

附 則

この運用方針は、令和元年6月28日から適用する。

附 則

この運用方針は、令和4年10月20日から適用する。

附 則

この運用方針は、令和5年11月10日から適用する。